

第2期山形県国民健康保険運営方針について

現行の「山形県国民健康保険運営方針」については、対象期間が平成30年度から令和5年度となっていることから、今年度、令和6年度から令和11年度を対象期間とする「第2期山形県国民健康保険運営方針」を策定する。

1 概要

県と各市町村が一体となり、役割分担をしつつ、保険者としての事務を共通認識の下で実施する体制を確保するために、県国保運営方針を策定する。

策定に当たり、県と各市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有し、被保険者、医療関係者、学識関係者、被用者保険代表等の地域の関係者の意見もよく聴いた上で、地域の実情に応じた方針を策定することが必要とされる。

2 今年度のこれまでの経過

(1) 県と市町村の事務担当者レベルでの協議検討

- ・財政運営安定化部会（9市町村で構成）での協議検討 2回
- ・事務レベル検討会（全市町村で構成）での協議検討 2回

(2) 県と市町村の国保担当課長との協議検討

- ・連絡調整会議（全市町村で構成）での協議検討 2回

→ 本協議会へ諮問する「第2期山形県国民健康保険運営方針（案）」を取りまとめ

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和5年10月	第1回国保運営協議会 ・諮問、運営方針案の審議
令和5年11月	県及び市町村長・議長会議 ・運営方針案の経過報告
令和5年12月	第2回国保運営協議会 ・運営方針案の審議
令和6年1月	市町村へ法定意見照会 パブリックコメント実施
令和6年3月	第3回国保運営協議会 ・運営方針案の最終審議 → 答申 第2期運営方針決定